

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条例
 - 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 - 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条 例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第三十二号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

令和二年六月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十七・五」とあるのは、「百分の百三十四」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

福島県条例第三十三号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

16 令和二年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「百分の百六十七・五」とあるのは、知事に支給するものにあつては「百分の八十三・七五」と、副知事に支給するものにあつては「百分の百七・二五」と、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員に支給するものにあつては「百分の百三十四」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人 事 課）